特定医療費（指定難病）支給認定の医療助成開始日に関する申立書

下記のため、医療助成開始日を申請日より１か月以上遡ることが出来るよう、やむを得ない事情を下記のとおり申し立てます。

特定医療費の支給を開始することが

適当と考えられる年月日　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

（臨床調査個人票に記載の診断年月日等）　　　　　　　　　　　　□　不明

□臨床調査個人票の受領に時間を要したため

□症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

□大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

□その他

※上記の✓した内容について、具体的に記入してください。

令和　　　年　　　月　　　日

岡山市長　　様　　　　　　　　　患者氏名

住所

※特定医療費（指定難病）の支給開始日は、原則、臨床調査個人票に記載の診断年月日となります。ただし、支給開始日が遡ることが出来るのは申請日より最長３か月です。